

## 7 輸送の安全に関わる行政指導等に関する事項

### 7.1 保安監査の実施状況

- ・国土交通省では、鉄軌道輸送の安全を確保するための取組が適切であるかどうか、施設及び車両の管理及び保守並びに運転取扱いが適切であるかどうかについて、保安監査を実施しています。
- ・令和3年度は、全国217鉄軌道事業者(令和4年3月末現在)のうち、保安監査を32の鉄軌道事業者に対して計36回実施し、その結果に基づいて17の鉄軌道事業者に対して文書による行政指導を計18件行い、改善を求めました。
- ・このうち、計画的な保安監査を計29回実施し、その結果に基づいて文書による行政指導を計11件行いました。また、計画的な保安監査のほか、特に必要があると認められる場合に行う保安監査を計7回実施し、その結果に基づいて文書による行政指導を計7件行いました。
- ・なお、JR 北海道に対しては、平成26年1月に発出した事業改善命令等の「JR北海道が講ずべき措置」について、その取組み状況等を確認するため保安監査を継続的に実施しています。

表8: 特に必要があると認められる場合に行う保安監査の結果に基づく行政指導の実施状況(令和3年度)

事業者	文書発出日	行政指導の概要
西濃鉄道	R3.10.20	<p>実施基準運転関係にはスタフ閉そく式を施行して列車を運転すると規定していたにもかかわらず、実際にはそのとおり運転していなかったことの情報当局のホームページご意見箱に通報されたことから、令和3年7月20日から保安監査を実施した。その結果、安全管理体制等に改善を要する事項が認められたことから、以下の事項について、改善措置を講ずるよう指示。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>安全管理体制が構築されていないことなどが確認されたことから、以下のとおり改善措置を講ずること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>管理者は、現場の状況を的確に把握する体制を整備した上で、現場の業務の実施状況を定期的に検証して、課題を整理し、必要な改善を継続的に行うとともに、改善の実行性が確保されるよう安全管理体制の構築を図ること。</li> <li>管理者は、施設及び車両の維持管理並びに運転取扱いが実施基準等の規定に従って実施できるよう、鉄道係員に対し必要な教育及び訓練を適切に行うこと。</li> </ol> </li> <li>法令に従った取扱いが以下のとおり行われていないことを確認したことから、併せて改善措置を講ずること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>乙女坂駅構内の分岐器の交換及びまくらぎのPC化について、鉄道事業法に規定する鉄道施設の変更の手続きを行っていなかった。</li> <li>鉄道事故等報告規則に規定する鉄道運転事故等届出書について、3件の輸送障害が発生しているにもかかわらず、同届出書が届出されていなかった。</li> </ol> </li> <li>施設及び車両の検査・整備並びに運転取扱いにおいて、実施基準に従った取扱いが行われていないことを確認したことから、併せて改善措置を講ずるよう指示</li> </ol>

事業者	文書発出日	行政指導の概要
札幌市交通事業振興公社	R3.12.24	<p>令和3年10月11日に路面電車運転手が赤信号を見落として、横断歩道を通行中の公衆に重傷を負わせるという道路障害事故を発生させたことから、同年10月13日から保安監査を実施した。その結果、改善を要する事項が認められたことから、以下の事項について、改善措置を講ずるよう指示。</p> <p>事故を引き起こした運転手について、前方注視するよう指導されていたにもかかわらず、走行中に時刻等を確認し前方注視を怠ったこと、また、事故発生時には、非常停車する必要があるにもかかわらず、指導されていた非常停車の際の運転取扱いが行われていない事実を確認した。さらに、運転中の時刻の確認方法についての規定及び非常停車する必要がある場合に運転手が執るべき措置についての規定が存在しない事実を確認した。</p> <p>よって、運転中に必要のない動作及び非常停車の際の措置等の運転取扱いに必要な事項を細則等で明確に規定するとともに、同細則等に従って運転取扱いが確実に行われるよう、全ての運転手に対して、必要な教育及び訓練を継続して行うこと。</p>
広島電鉄	R4.3.24	<p>令和4年2月20日に福島町停留場～西広島停留場間を走行中の運転士は、交通信号機が停止を表示していたにもかかわらず車両を交差点に進入させたため、自動車と衝突して、脱線事故を発生させたことから、同年2月28日から保安監査を実施した。その結果、改善を要する事項が認められたことから、以下の事項について、改善措置を講ずるよう指示。</p> <p>事故を発生させた運転士は、道路交通法第7条に基づき、走行時には交通信号機の表示する信号に従うよう指導されていたにもかかわらず、前方の交通信号機が停止を表示していた交差点に進入したことを確認した。</p> <p>また、当該運転士に対して聴き取りが行えない状況にあることから、交通信号機の表示に従わなかった理由等について十分に究明できていないことを確認した。</p> <p>さらに、当該運転士に対する添乗・立哨指導の結果について、添乗・立哨指導記録書に喚呼不良の指摘が繰り返し記載されているにもかかわらず、前回の同記録書をもとに指導をする体制となっていないことから、指摘事項が改善されないままとなっており、安全管理規程第31条に基づく運転士の資質の状況の管理ができていないことを確認した。</p> <p>よって、交通信号機が停止を表示していたにもかかわらず交差点に進入した原因について、当該運転士に聴き取りを行ったうえで速やかに究明し、再発防止策を策定するとともに、運転士の資質の状況を適切に管理するための措置を講ずること。</p>
神戸すまいまちづくり公社	R4.4.22	<p>令和3年9月29日に走行中の車両が工事事務資材と接触する事象を発生させた。この事象により、誘導無線に不具合が発生し、その影響で常用ブレーキが一時的に制御できない状態にあったにもかかわらず、車両の運転を再開した。さらに、同年10月26日に走行中の車両が工事事務資材と接触し、車両の窓ガラスが破損する事象を発生させたことから、同年11月17日から保安監査を実施した。その結果、改善を要する事項が認められたことから、以下の事項について、改善措置を講ずるよう指示。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 車両の誘導無線装置に工事事務資材が接触したことにより、誘導無線に不具合が発生し、その影響で常用ブレーキが一時的に制御できない状態にあったにもかかわらず、不具合の状況を十分に確認しないまま車両の運転を再開していたことから、運転保安に関するシステムに不具合が発生した場合は、直ちに車両の運転を中止し、メーカー等の協力を得て徹底的に原因を究明し、車両の運転の安全が確保されるまでは運転を再開しないなど適切な対応を図ること。</li> <li>2. 施設の保守等の工事、保守係員に対する教育訓練及び車両の検査について、安全管理規程や実施基準に従った取扱いが行われていなかったことから、改善措置を講ずること。</li> </ol>
近江鉄道	R4.4.22	<p>令和4年2月7日に多賀線高宮駅構内において列車脱線事故を発生させたことから、同年2月21日から保安監査を実施した。その結果、改善を要する事項が認められたことから、以下の事項について、改善措置を講ずるよう指示。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土木施設実施基準第54条(軌道の検査)で規定する、軌道部材の定期検査の記録と脱線事故後に実施したまくら木の緊急点検の記録を確認したところ、まくら木検査のレール締結状態の良否判定において、定期検査では良判定となっていたが、その後の緊急点検では否判定となっていた箇所が相当数あることを確認した。レール締結装置の検査について、定期検査においては目視で緊急点検においては打音及び触手を追加して実施していた。定期検査マニュアル(軌道)を確認すると検査項目(着眼点)、検査方法及び判定方法が明確に規定されていなかった。</li> <p>よって、レール締結装置の検査が確実に実施できるように定期検査マニュアル(軌道)で検査項目(着眼点)、検査方法及び判定方法を整備するとともに、関係規程の管理及び関係規程に基づく検査が適切にできるよう必要な措置を講ずること。</p> <li>2. 施設の保全を行う係員に対し、レール締結装置の維持管理について、定期検査マニュアル(軌道)に検査項目(着眼点)、検査方法及び判定方法が明確に規定されておらず、適切に教育が行われていないことを確認した。</li> <p>よって、当該装置の検査を行う係員に検査項目(着眼点)、検査方法や判定方法を正しく理解させるため、教育方法を見直し、適切に教育を行うなど必要な措置を講ずること。</p> <p>また、レール締結装置以外の検査においても、1.及び2.の指示を踏まえ、現状を確認した上で、必要な改善を図ること。</p> </ol>

事業者	文書発出日	行政指導の概要
JR貨物 JR西日本	R4.4.28	<p>令和3年12月28日にJR貨物が山陽線で列車脱線事故を発生させたことから、JR貨物に対して、令和4年1月24日から保安監査を実施した。また、列車脱線時のJR西日本の指令における対応状況を確認するため、JR西日本に対して、同年1月25日に保安監査を実施した。その結果、改善を要する事項が認められたことから、以下の事項について、改善措置を講ずるよう指示。</p> <p>1. JR貨物</p> <p>(1) コンテナの積荷の偏り(偏積)の防止について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・偏積防止のために策定された「コンテナへの積付けガイドライン」について、積み込みを行った会社まで周知すること。さらに、改正後の貨物運送約款について、その内容を利用運送事業者等が着実に実施することを担保するような効果的な運用方法を検討すること。</li> <li>・偏積が確認された際に原因究明及び再発防止策を講じること。</li> <li>・コンテナ内部を撮影した写真等を用いた偏積のサンプル調査では、実際に積み込みを行ったコンテナと写真等とを突き合わせるなど効果的な調査を行うこと。</li> <li>・ポータブル重量計や輪重測定装置の増備などのハード対策について、それぞれを組み合わせるなどより効果的な整備方策を検討するとともに、整備計画を策定すること。</li> </ul> <p>(2) 列車脱線時の運転取扱いについて、当該運転士は、他の列車を停止させる措置(列車防護)等を行っていなかったことから、教育及び訓練の方法等の検証を行うこと。</p> <p>2. JR西日本</p> <p>列車無線について、指令員は、列車無線が使用できない箇所を把握していなかったため、機関車の運転士との連絡に支障を来していたことから、同装置が使用できない箇所を調査し、必要な措置を講ずること。</p>

## 7.2 行政処分の実施状況

- ・国土交通省では、鉄軌道事業について輸送の安全やその他公共の利益を阻害している事実があると認める場合は、鉄道事業法第23条に基づき鉄軌道事業者に対して事業改善の命令を発しています。
- ・令和3年度は、下表の通り、輸送の安全に関する事業改善命令はありませんでした。

表9: 行政処分の実施状況(令和3年度)

事業改善の命令※1	0件
-----------	----

※1 鉄軌道事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるとき、鉄道事業法第23条に基づき鉄軌道事業者に対して発出する命令。

### 7.3 行政指導の実施状況

- ・国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、重大な事故が発生した場合や、社会的な影響の大きい輸送障害が発生した場合等には、輸送の安全の確保等のため、事故等の報告に基づいて事故等の原因の究明や再発防止を求める等の行政指導を行っています。
- ・また、国土交通省は、事故等の再発防止を図るため、当該事故が発生させた事業者のみならず、必要に応じて関係する全国の鉄軌道事業者に対しても、安全確保のための行政指導を行っています。
- ・令和3年度は、下表の通り、文書による行政指導を計24件行いました。

表10：行政指導の実施状況(令和3年度)

事故等の報告に基づく行政指導の実施状況※1	5件
事故等の再発防止のための行政指導の実施状況※2	19件

※1:鉄軌道事業者に対して、重大な事故が発生した場合や、社会的な影響の大きい輸送障害が発生した場合等に、輸送の安全の確保等のため行う、事故等の報告に基づいて事故等の原因の究明や再発防止を求める等の行政指導。

※2:事故等の再発防止を図るため、当該事故等が発生させた事業者のみならず、必要に応じて関係する全国の鉄軌道事業者に対して行う、安全確保のための行政指導。

表11：事故等の報告に基づく行政指導の概要(令和3年度)

事業者	文書発出日	行政指導の概要	改善の概要
JR 東海	R3.5.26	<p>令和3年5月16日に貴社東海道新幹線 熱海駅～三島駅間において、運転士が列車走行中に運転席から離席するという事象が発生した。</p> <p>このため、同種事象の再発を防止するため、調査及び検証するとともに、必要な措置を講じること。</p> <p>なお、再発防止のための措置等については、文書により報告すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事象の周知及び指令に報告し指示を仰ぐという正規の取扱い(※)の再教育を実施</li> <li>※運転士は心身異常を自覚した場合は、速やかに指令に申告し、指令の指示を仰ぐ。</li> <li>指令は、同乗クルーの中から、運転従事が可能な乗務員がいれば運転を交代させ、いなければ、列車を停止させ、トイレに行くよう指示</li> <li>・正規の取扱いをより明確化した対応フローを内規に定めるとともに、全運転士に対する継続指導に活用</li> <li>・運転士免許を所持する車掌が多くの列車に分散乗車するよう配慮し、体調不良となった運転士との操縦交代を迅速に行えるように体制を整備 等</li> </ul>
JR 北海道	R3.6.9	<p>令和3年6月7日、函館線七飯駅～大沼駅間において、保守用車が走行中にブレーキが効かなくなり、約7km逸走する事象が発生した。</p> <p>事象が発生した原因を究明するとともに、再発防止策を検討し、その結果を報告すること。</p>	<p>【緊急対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急点検の実施</li> <li>・ブレーキシリンダーのストローク量の適正化</li> </ul> <p>【当面の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕業点検時のストローク量確認のルール化</li> <li>・保線用機械の点検整備に関する教育訓練実施</li> </ul> <p>【恒久対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストローク量の自動アラート機能追加</li> <li>・検査体制見直し</li> <li>・ブレーキ時の制輪子の圧着力強化</li> <li>・踏切遮断機・警報機の作動 等</li> </ul>

事業者	文書発出日	行政指導の概要	改善の概要
札幌市交通事業振興	R3.10.12	<p>令和3年10月11日、山鼻線西線11条～西線9条旭山公園通の停留場管において、運転士が赤信号を見落とし、横断歩道を通行中の公衆に重傷を負わせた。</p> <p>背後要因を含めた原因究明を行うとともに再発防止を講じること。</p> <p>なお、講じた措置等については、文書により速やかに報告すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前方や周囲の状況を常に把握することの重要性を計画的に指導</li> <li>・単独乗務の可否決定の判断基準の設置</li> <li>・添乗指導の在り方の見直し</li> </ul>
高松琴平電気鉄道	R4.2.9	<p>令和4年2月8日に踏切が無遮断の状態で列車が通過した。令和3年1月28日、令和3年12月3日にも同種のインシデントを発生させており、これらの事象が発生した背後要因を含め詳細に調査するとともに、再発防止対策を講じること。</p> <p>なお、講じた措置等については、文書により速やかに報告すること。</p>	<p>【緊急対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・踏切用整流器の二次側電流値測定</li> <li>・運転営業所全係員への注意喚起</li> <li>・工務所全係員への注意喚起</li> <li>・全運転士への緊急列車添乗</li> <li>・安全推進委員会の開催</li> <li>・全運転士への臨時教習</li> </ul> <p>【恒久対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・踏切用整流器の更新計画</li> <li>・整流器容量の確認</li> <li>・「信号通信設備検査方法」並びに「踏切点検マニュアル」の整備</li> <li>・踏切設備専門点検班の組成</li> <li>・運転営業所管理者によるJR四国研修センターの見学を計画</li> </ul>
横浜市交通局	R4.3.3	<p>令和4年3月3日、3号線関内駅～桜木町駅間において、車両及び電気設備の破損により、長時間にわたる輸送障害を発生させた。</p> <p>背後要因を含めて原因の究明を行うとともに、同種事象の再発防止のための措置を講じること。</p> <p>なお、講じた措置等については、文書により速やかに報告すること。</p>	<p>【緊急対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業線内の工事等における施工計画の再確認</li> </ul> <p>【恒久対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確実な工事管理・監督のための教育、監督体制の見直し</li> <li>・工事管理方法の見直し(管理・監督、リスクの把握・共有、主任技術者への教育)</li> <li>・施設の使用休止に関する取扱いのルール化</li> <li>・今後の運用における対策の見直し</li> </ul>

表12: 事故等の再発防止のための行政指導の概要(令和3年度)

文書発出日	行政指導の概要
R3.4.5	令和3年4月2日、台湾東部で発生した列車脱線事故に鑑み、定期検査等の機会に、改めて防護設備の点検を行い設備の状況を確認するよう注意喚起した。
R3.5.26	令和3年5月16日に東海道新幹線で発生した列車走行中の運転士離席事象について、新幹線鉄道を運行する他の鉄道事業者に対して、同種事象の再発を防止するため、指導監督体制等、既存の安全対策の点検を行うとともに、輸送の安全について万全を期すため、必要により更なる安全対策について検討するように指導した。
R3.6.4	令和3年5月16日に東海道新幹線で発生した列車走行中の運転士離席事象及び同月19日に佐世保線で発生した列車走行中に運転士見習への教習中にもかかわらず指導操縦者が体調不良により指令等に報告することなく運転室を一時離れた事象について、管轄地方運輸局を通じ、全鉄軌道事業者に対して、同様の事態を生じさせることのないよう、輸送の安全確保及び法令順守を徹底するよう指導した。
R3.6.9	令和3年6月7日、北海道旅客鉄道株式会社 函館線 七飯駅～大沼駅間において、保守用車が走行中にブレーキが効かなくなり、約7km逸走する事象が発生したことを受け、同様の事象が生じないよう、鉄軌道事業者に周知するとともに、保守用車の適切な管理と点検を実施するよう注意喚起した。
R3.6.22	令和3年6月20日、東日本旅客鉄道株式会社 山手線 渋谷変電所において、停電が発生し多くの路線で長時間の運転見合わせが発生したことを受けて、鉄軌道事業者に対して情報提供を行うとともに、同種設備を有する場合、検査等を行う際は本件に留意するよう注意喚起した。
R3.7.9	令和3年7月8日、西日本旅客鉄道株式会社において、前日からの大雨の影響で山陽線系崎駅構内に留置されていた車両(38両)が浸水する被害が発生した。 このため、令和元年東日本台風での浸水被害を受けて、各鉄軌道事業者で策定した車両避難計画に基づき、車両の浸水被害の最小化に向けて的確に対応するとともに、直近の浸水被害の発生状況などを参考に車両避難計画を策定することについても検討するよう、各鉄軌道事業者に注意喚起した。
R3.7.26	令和3年7月26日、京浜急行電鉄株式会社久里浜線 京急久里浜駅において、視覚障害者が列車に乗車しようとした際に手が扉に挟まれた状態で列車が発車し、列車に引かれてバランスを崩し、手が扉から外れてそのままホームに転倒し負傷した鉄道人身障害事故が発生したことを受け、鉄軌道事業者に対し、注意喚起した。
R3.8.7	令和3年8月6日に発生した小田急線車内における刃物による傷害事件を受け、警察とも連携の上、巡回や警戒添乗等による警戒監視を徹底するよう指示した。
R3.8.26	令和2年10月4日に、WILLERTRAINS 株式会社において発生した重大インシデントについて、今般、運輸安全委員会から調査報告書が公表されたことから、同種構造の車両を有する鉄道事業者に対して、当該報告書を踏まえた、再発防止対策の着実な実施について、再度注意喚起を行った。
R3.9.17	令和3年9月16日、東京モノレール株式会社において、10000形の列車検査を行っていたところ、安定輪の表面ゴムの剥離が発見されたことから、概要を送付し、走行装置にゴムタイヤを有する車両を運行する鉄軌道事業者に対し情報提供するとともに、同様の事象が発生していれば速やかに報告するよう指示した。
R3.9.24	令和3年9月22日、東京都交通局において、月検査を行っていたところ、ボルスタアンカ受座の割れが発見されたことを受け、鉄軌道事業者に対し概要について情報提供した。
R3.9.27	令和3年9月22日、東京都交通局12-000形車両において発見された、ボルスタアンカ受座が割れていた事象を受け、東京地下鉄株式会社で独自に緊急点検を実施していたところ、令和3年9月26日にO2系車両のボルスタアンカ受座にき裂が発見された。 このことを受け、同種事象の再発防止の徹底を図る観点から、鉄軌道事業者に対し、注意喚起するとともに、緊急点検等の実施について指導した。
R3.11.1	令和3年10月31日に発生した京王電鉄京王線における傷害事件を受け、警察とも連携の上、巡回や警戒添乗等による警戒監視を徹底するよう指示した。
R3.11.12	鉄軌道駅のプラットホームにおける音声案内については、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」において、設置向きについての留意事項を示しているところであるが、留意事項に配慮されていない設備があることが判明した。 については、改めて移動等円滑化基準やガイドラインに基づき適切な向きに設置するように指導した。
R3.12.23	令和3年12月23日、鹿児島市交通局において、出庫点検終了後に車両基地構内で待機していた600形車両の運転台付近から出火するインシデントが発生したため、鉄軌道事業者に対し概要を送付し、注意喚起した。
R4.2.22	令和4年2月18日、西日本旅客鉄道株式会社北陸線において、防護無線機の内部設定の誤りにより、防護無線が正常に発報されなかった事象が発生したため、鉄軌道事業者に対し概要を送付し、注意喚起した。
R3.2.24	今般、運輸安全委員会において、令和元年6月1日に発生した株式会社横浜シーサイドラインの金沢シーサイドライン新杉田駅構内で発生した鉄道人身障害事故に係る鉄道事故調査報告書を公表し、国土交通大臣(鉄道局)あてに鉄道事故防止及び鉄道事故が発生した場合における被害の軽減のため、鉄軌道事業者及び車両メーカー等は、より慎重に設計前に設計体制等の確認や調整、安全要件の抽出のフェーズを設け、それぞれを十分に実施し、設計後等に安全性の検証を十分に行うことについて指導するよう勧告した。 これを受け、鉄道局では、無人で自動運転を行う鉄軌道の事故防止に関する検討会を開催し、勧告内容を踏まえたとりまとめを行ったので、鉄軌道事業者に対して、今後、無人で自動運転を行う鉄軌道のシステム等の設計及び製造並びに改造にあたっては、これらの情報を提供し、安全性や信頼性に係る評価が適切に行われるよう指導した。
R4.3.2	バリアフリートイレに設置する呼出しボタン等の整備不良により、トイレ内で倒れている利用者の発見が遅れた事象が判明した。これを受け、適切な機能確認、維持管理を行うよう指導した。
R4.3.25	走行中の保線作業用機械が、軌道モーターとの連結部が破損したことにより、逸走する事象が発生した(けが人等なし)。これを受け、同様の事象が生じないよう、鉄軌道事業者に周知するとともに、保線作業用機械の適切な管理と点検を実施するよう指導した。

## 7.4 踏切道改良勧告の発出状況

- ・国土交通省は、鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者が正当な理由がなく地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に従って踏切道の改良を実施していないと認めるときは、踏切道改良促進法第17条に基づき、当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができます。
- ・令和3年度に発出された勧告はありませんでした<sup>1</sup>。

## 7.5 運輸マネジメント評価の実施状況

- ・国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、経営トップや安全統括管理者等の経営管理部門が行う安全管理体制への取組状況について評価し、更なる輸送の安全の確保に資する改善方策等の助言を行う「運輸安全マネジメント評価」<sup>2</sup>を実施しています。
- ・令和3年度は、7の鉄軌道事業者に対して、7回の運輸安全マネジメント評価を行いました。

---

<sup>1</sup> 踏切道の改良に向けた取組みについては、「9.2 踏切保安設備の整備状況」をご覧ください。

<sup>2</sup> 運輸安全マネジメント評価の詳細については、運輸安全に関するホームページ <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html> をご覧ください。